

在留邦人の皆様へ

令和2年3月18日  
在パキスタン日本国大使館

～大使館からのお知らせ～

(パキスタン国際線到着時におけるCOVID-19検査証明書提示に伴う注意喚起)

【ポイント】

- 3月17日、パキスタン航空当局は、新型コロナウイルスの蔓延を防ぐためとして、3月21日（土曜日）午前5時1分から全ての国際線利用の旅客は、パキスタンの到着空港において搭乗時刻24時間以内に実施された RTPCR 検査による COVID-19 検査証明書（コロナウイルスに感染していない旨の証明）の原本の提示を求めることを通知しました。
- また、検査証明書には旅客本人の氏名とパスポート番号が記載してある必要があり、全ての航空会社はこの要請に従わなければならないとも通知しています。
- 国際線利用の旅客は、パキスタン到着便の搭乗に先立って、COVID-19 検査証明書（コロナウイルスに感染していない旨の証明）のコピーを当該航空当局に提示する必要があり、航空会社は検査証明書なしの搭乗は認められないことを旅客に遵守させる必要がある旨、言及しています。
- 当該措置の具体的実施方法については、現在のところ不明です。また、パキスタン発着の国際線については、一部減便・運航停止等の措置が取られていますので、在留邦人の皆様におかれましては、最新の運航情報にご留意ください。

【本文】

- 1 3月17日、パキスタン航空当局は、新型コロナウイルスの蔓延を防ぐためとして、3月21日（土曜日）午前5時1分から全ての国際線利用の旅客は、パキスタンの空港において搭乗時刻24時間以内に実施された RTPCR 検査による COVID-19 検査証明書（コロナウイルスに感染していない旨の証明）の原本の提示を求めることを通知しました。
- 2 また、検査証明書には旅客本人の氏名とパスポート番号が記載してある必要があり、全ての航空会社はこの要請に従わなければならないとも通知しています。
- 3 国際線利用の旅客は、パキスタン到着便の搭乗に先立って、COVID-19 検査証明書（コロナウイルスに感染していない旨の証明）のコピーを当該航空当局に提示する必要があり、航空会社は検査証明書なしの搭乗は認められないことを旅客に遵守させる必要がある旨、言及しています。

4 当該措置の具体的実施方法については、現在のところ不明です。また、パキスタン発着の国際線については、一部減便・運航停止等の措置が取られていますので、在留邦人の皆様におかれましては、最新の運航情報にご留意ください。

5 なお、外務省広域情報など当地で安全に滞在するための参考となる情報が以下のウェブサイトに掲載されておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

○当館ホームページ：

<http://www.pk.emb-japan.go.jp/index.jp.htm>

○外務省海外安全ホームページ（パキスタン）：

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2017C226.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C226.html)

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにして下さい。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出して下さい。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録して下さい。

（詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照）

○緊急時の連絡先：051-9072500（在パキスタン日本国大使館代表）